

児童の虐待、居所不明に関する課題や取組等～住民基本台帳関係～

庁内での情報共有

- 児童の居所不明等の事実を把握した場合には、その情報を庁内等で共有することが重要。
- 総務省では、各市区町村の住民基本台帳担当部局に対し、福祉・教育等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、平成22年8月に通知している。

児童虐待の実態の早期発見

- 虐待により児童が一部の行政サービスを受けていない場合には、その状況が、各部局で保有している児童に係る行政サービスの利用状況等の情報に反映される。
→ 児童虐待担当部署が、マイナンバーの活用などにより、こうした情報を検索・把握できれば、児童虐待の実態を早期に捉えることも可能となるのではないか。

居所不明児童の所在確認

- 居所不明児童がいる場合、いろいろな手がかりを基に、当該児童やその親等の現在の居所を探すこととなる。
→ 当該児童やその親等に係る住基情報(世帯、戸籍、従前の住所、転出先住所など)を所在確認の手がかりとして活用することが有効ではないか。